

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (23. 3 定)			
日 時	平成 23 年 9 月 20 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、林下副委員長、千葉・中村・高橋・鈴木・上野・ 新谷・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、水道局・ 総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が中村委員に、川畑委員が新谷委員に、松田委員が高橋委員に、酒井委員が鈴木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

◎副市長の人事について

まず、副市長の人事について、一、二点お伺いをしたいと思います。

6月から空席となっている副市長の人事でありますけれども、本定例会の最終日に議案が提出されることとなっております。先日、派遣を依頼していた道から、内定者について連絡があったということをお伺いしました。報道の範囲でしかわかりませんので、内定連絡までの経緯・経過を改めて御説明願いたいと思います。

○総務部長

経緯・経過ということでございますので、私から答弁させていただきます。

順を追って申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、5月の臨時会で副市長選任の議案を上げることができず、これを受けまして、まず6月中旬に後志総合振興局へ伺い、市長から局長に対して、この時点では正式ではございませんでしたけれども、市としては道庁からの派遣をお願いしたいと考えているということで話をさせていただきました。

その後、窓口が後志総合振興局ではなく、道の総務部人事局にさせていただきたいという連絡がありまして、その後は道の総務部人事局と水面下で事務レベルの打合せをさせていただくことになったわけでございます。

6月末に私が人事局に出向きまして、市としては、道に副市長として適任と思われる職員の派遣をお願いしたいということで依頼いたしました。

その後、政治資金規正法違反事件の処理という問題もございまして、市としては、事件解決のめどが一定程度立ってからのほうが望ましいのではないかとということで、第2回定例会で選任同意を上げさせていただき予定を断念したところであります。

それを経まして、7月28日に私が道の人事局に伺いまして、事件に関する市職員の処分が一定程度済んだという報告と、第3回定例会で副市長選任同意の議案を上げさせていただきたいので、8月中には市長から正式に知事に対して要請をさせていただきたいという依頼をいたしました。

その後、道庁との連絡を重ね、8月26日に市長が道庁を訪れまして、知事に対して正式な要請を行いました。そのときに同席いたしました高原副知事から、市としてのスケジュールをお示しさせていただきたいというお話がございましたものですから、そのときには9月26日が第3回定例会の最終日になりますので、このときまでには選任の同意をさせていただきたいということで、知事訪問の際に議会のスケジュールなども話をさせていただきました。

9月上旬に道人事局と話をさせていただいた中で、9月26日が最終日ということであれば、9月16日までには道庁として人事を進め、報告をさせていただきますという連絡がございまして、9月16日の夕方ございましたけれども、高原副知事から市長に貞村氏を副市長として派遣したいという連絡があったということでございます。

○千葉委員

貞村氏につきましては、小樽市に大変縁の深い方でありまして、市長も期待をされているのではないかとこのように思っております。市長は貞村氏と連絡をとるなど、何か話をされた経緯はあるのでしょうか。

○市長

連絡のあった翌日の土曜日でありますけれども、貞村氏から私の携帯に電話をちょうだいいたしました。そのときは、どうかよろしく願いますという、その程度で、詳しい話は何もしておりません。

○千葉委員

公明党としても、副市長の空席は一日も早く解消していただきたいという立場であります。

最後に市長にお尋ねしますけれども、いよいよ副市長を迎えるという段階に入りまして、現在の気持ちと申しますか、改めて市政に対する決意と申しますか、お聞かせ願えればと思います。

○市長

経緯等につきましては、ただいま総務部長から話をさせていただいたとおりでありますけれども、9月16日に高原副知事から電話をちょうだいいたしました。そのときには私としては大変望む人材ということで感謝を申し上げますと、このように話をいたしました。

貞村氏については、市の企画政策室長時代、私は当時、商工会議所専務理事でありましたけれども、移住・交流の問題などで、いろいろな形で議論、話し合いをさせていただいた経緯もありまして、人物的にも、私は副市長としてしっかりした仕事をしていただける、そういう人材だと思っておりますので、大変うれしく思っております。

○千葉委員

◎不登校について

本定例会の代表質問で不登校についての質問をさせていただきました。平成 22 年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」についてお伺いしております。

初めに、不登校の状況についてですが、代表質問での御答弁の中で、22 年度、不登校を理由に 30 日以上欠席した児童・生徒が、小学生 9 名、中学生 81 名と伺っております。全国的には同程度ということで聞いておりますけれども、不登校の児童・生徒が 90 名いるということは、非常に深刻な状況と受け止めております。

そこで、不登校の理由についてですけれども、文部科学省では六つの理由に分類をしているように伺っておりますが、それぞれの分類について人数などをお示し願えますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

不登校となったきっかけについての御質問ですが、文部科学省の平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市の状況ということで話をさせていただきます。

不登校となったきっかけにつきましては、「登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない」という部分に当てはまるものにつきましては、全部で 42 名になっております。内訳についてですが、小学生 4 名、中学生 38 名ということになっております。これが一番多くなっております。

続きまして、「無気力で何となく登校しない。迎えに行くなど強く催促すると登校するが長続きしない」に当てはまるものが全体で 28 名となっております。内訳につきましては、小学生 1 名、中学生 27 名ということになっております。これが 2 番目に多い理由となっております。

○千葉委員

登校に向けての支援はいろいろ行われていると思っておりますけれども、昨年度における不登校児童・生徒の現在の状況はどのようになっていますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

不登校児童・生徒の現在の状況についてですが、不登校傾向を示している児童・生徒の状況と各学校の対応につきましては、各学校から毎月、欠席状況報告書をいただいているところです。それによりますと、昨年度から継続して不登校となっている児童・生徒の内訳は小学生 4 名、中学生 40 名、計 44 名ということで押さえております。

○千葉委員

先ほどの分類の理由をお伺いしても、不安などの情緒的混乱ですとか無気力ということで、なかなか解決には難しい課題が残されていると思っております。毎年度、不登校の児童・生徒数が何人ということで示されるわけですが、解消された場合、また新たに不登校の児童・生徒が増えるという状況もあると思っておりますが、本市の推移状況など、現在どのようになっているかについてもお答えいただけますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

本市におきます不登校児童・生徒の推移についてですが、小学生と中学生合わせた件数につきましては、これまで増加傾向にございましたが、平成 22 年度からは減少傾向に転じております。

中学生につきましても増加傾向でありましたが、22 年度は減少したということで、全体としては減少傾向であります。

○千葉委員

この対策として、スクールカウンセラーなど有効的にお使いになっているという御答弁も本会議でいただいているところなのですが、不登校を常態化させないためにということで、その兆しを本当に早く見つけることが非常に重要なポイントと思っております。

そこで、本市はどのように取り組んでいるのかについて、お答えいただけますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

不登校児童・生徒に対する取組ですが、先ほども話をいたしました、各学校の状況を押さえるということで、毎月、欠席状況報告書を記載していただきまして、不登校児童・生徒の様子、状況、それから各学校でどのような対応をしているのかということについて報告をいただきながら、その内容について、適切な対応となるよう精査をしているというところであります。

また、その状況によりますが、必要によって関係機関との連携を図るように、指導室から指導・助言をしていくというような取組を毎月やっております。

なお、あわせて、今年度 6 月 20 日から 7 月 31 日までの間、「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」ということで、不登校だけではなく、いじめ防止、不登校対策を重点に置いてキャンペーンを展開しております。キャンペーン中には市教委がスクールカウンセラーの連絡協議会、それから不登校対策研修会というようなものを開催いたしまして、より一層、不登校児童・生徒に対する適切な対応ができるように取組を進めております。不登校対策研修会には保護者にも参加をいただきまして、全体的な取組となるようにしております。

○千葉委員

先ほど、毎月の欠席状況報告書の話があつたのですが、その内容について具体的に示していただけますか。

○（教育）指導室主幹

欠席状況報告書についてですが、その月、例えば今月については何日欠席をしたかということで、傾向ということで押さえております。各学校のとらえはございますが、この学校でこれから不登校を懸念される子供について、詳しくその状況、どういった要因があるのか、それから各学校でどういう対応をしているのか、具体的に言いますと家庭訪問は何回行ったのか、親とはどういう連絡をとっているのか、また関係機関との連携についてはどう図ろうとしているのか、また図っているのか等々、報告をいただいて、指導室で精査をさせていただき、よりよい対応につきまして、指導・助言をさせていただいていると、そういうものであります。

○（教育）指導室長

今、主幹から説明がありました。文部科学省では不登校は年間を通じて 30 日以上欠席ということで決まっておりますけれども、今年度についてはまだ年間ということではありませんので、毎月いただいているものについては、不登校とされる理由で 1 日でも休んだ場合には、指導室に報告が上がってくるという形になっております。

○千葉委員

1 日でも休んだらということで、例えば 1 日欠席した場合に、では学校としてどういうアクションを生徒にしているのかということについてもお答えいただけますでしょうか。

○（教育）指導室長

まず、不登校につきましては、何らかの心理的、情緒的又は身体的な理由でその子が 1 日でも休んだ場合に、今日どうして休んだのと電話で連絡したり、また家庭訪問したりして、その具体的な原因を十分把握するようにということで、各学校は 1 日休んだとしても、そのことについて連絡をとり合う形をとっておりますので、連携を十分に図ることが前提と思っております。

○千葉委員

本当に子供が 1 日休んだらというアクションを起こすことが非常に大切だと思っております。

各学校で温度差なくきっちり行われているという認識でよろしいですか。

○（教育）指導室主幹

これにつきましては、各学校でそれぞれアクションを起こしていただいております。その都度、指導室が状況を詳しく聞いて、そして適切なタイミングで指導・助言をしております。

○千葉委員

先ほど各機関との連携という話もあったのですが、スクールカウンセラーの方からは、初期を越えた段階が多く、もうちょっと早く相談を受けていけば、また違った形で相談に乗ることができた、という話も何うことがあります。スクールカウンセラーには、どの時点で依頼するということが決められているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

スクールカウンセラーの活用についての御質問ですけれども、特にどの時点でという決まりなどはありませんが、やはりその子その子で不登校になったきっかけというのがいろいろありまして、非常に多様な背景がある中で、それが継続しているということもありますので、学校からスクールカウンセラーを活用したいという申出がある場合がほとんどなのですが、指導室からも、この場合についてはスクールカウンセラーを活用したらいかがかというようなことを働きかけることもあり、その状況に応じてケース・バイ・ケースです。それから、スクールカウンセラーももちろんのことながら、やはり家庭状況の中でいろいろあることもありますので、そのような場合については、子育て支援課と連携をとりながらというような形もございます。

○千葉委員

細かく働きかけをしていただけるものと若干安心もしましたが、不登校の児童・生徒については、本当にいろいろ事情や理由があるとのことですので、一人一人早急な対応等をぜひよろしくお願いいたしますと思います。

◎情報モラル教育について

次に、情報モラルについて、お伺いをします。

いじめと関連があるのですが、携帯電話の所持年齢が非常に低年齢化しているということもありまして、議会では何度も質問があったというふうに伺っております。私自身もある学校で行われた情報モラル教室に参加をさせていただきました。そのときに非常に驚いたことも多くて、質問させていただきたいと思っております。

初めに、小樽市内の児童・生徒の携帯電話の所持率ですとか利用状況、何名持っているのかとか、利用時間はどうかということについてお答えいただけますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

情報モラル教育にかかわりまして、市内の小・中学生の携帯電話の所持率についてですが、携帯電話の所持率そのものの調査というのはございませんが、全国学力・学習状況調査の中に児童生徒質問紙というのがございます。この対象が小学校 6 年生と中学校 3 年生になっておりますので、市内の小学校 6 年生と中学校 3 年生の状況ということで話をさせていただきたいと思います。

平成 22 年度の全国学力・学習状況調査の生徒質問紙の中で「携帯電話で通話やメールをしていますか」という問いがございます。その問いに対しまして、「ほぼ毎日している」と回答している市内の小学校 6 年生については 14.5 パーセント、中学校 3 年生は 35.9 パーセント、「時々している」と答えている小学校 6 年生については 15.1 パーセント、中学校 3 年生につきましては 30 パーセントとなっております。合計しますと、小学校 6 年生については 29.6 パーセント、中学校 3 年生につきましては 65.9 パーセントとなっております。この結果から、携帯電話を持っている小学校 6 年生と中学校 3 年生のおよその割合が推測できるというふうに押さえております。

なお、使用している時間、どのぐらい使っているかということについても、この結果から推察ができるというふうに押さえております。

○千葉委員

携帯電話を利用したネットいじめというのが非常に深刻化しているということで、これが犯罪につながるケースもあるということを伺っております。市内のネットいじめの状況、実態を把握されているかどうか、また、その対応についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○（教育）指導室主幹

市内の各小・中学校におきますいわゆるネットいじめの状況についてですが、これにつきましても、文部科学省の調査であります平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、先ほど不登校の答弁に出てきた調査ですが、これによる学校からの報告でございます。その中の項目によりまして、小学校 2 件、中学校 4 件ということで報告はいただいております。いずれの場合につきましても、学校の適切な対応によりまして、いじめは解消されております。

各学校ではそれぞれ校長から、PTA の会議などで話をしたり、また、学校だよりに携帯電話を買い与える際に親子で十分話し合ってください、約束を決めて、そしてそれから子供に買い与えてくださいなどの記事を書き載せている学校がございます。

また、子供たちに対して情報モラル教室を実施している学校がございます。警察や携帯電話会社などに依頼をして講師を招き、子供たちを対象に携帯電話を使う際のモラル、マナー、それから携帯電話の裏にある、陰にある怖い状況、そういうことについて話をいただきながら啓発を図るという取組をしております。

○千葉委員

情報モラル教室に参加した際、中学生の携帯電話の使用時間が非常に多いということも聞きました。利用時間が深夜に及んでいるということで、講師も、市内の学校の教職員だと思うのですが、いつ勉強しているのだろうという話をされていたのです。保護者が思っているような時間に使っていないかったり、利用時間も考えられないぐらい使っていたりということで、保護者からも本当に知らなかったという驚きの声が各所から上がっておりまして、非常に深刻だと思ったのです。

今伺いますと、保護者を対象に情報モラルの教室等々開かれているということなのですけれども、私が参加した教室は夜間ということもあり、三十数名の保護者が非常に興味深く参加をしておりましたが、市内の実態や子供の状況、学校の裏サイト、またプロフと言われる、私も知らない世界だったのでのぞいてびっくりしたのですけれども、非常に怖いというのが印象だったのです。本当に携帯電話を持たせる前に、保護者にこういう教室に参加していただくなど、しっかりと取組を強化させていただきたいと思います。

○（教育）指導室長

今、委員が御指摘のように、大変危惧される部分というのはあります。特に携帯電話の所持が低年齢化しているという部分があり、小学校の段階から持っている子供が増えております。特に中学校へ入学する際に所持することが多いものですから、小学校高学年の保護者向けに、そういう講習会を各学校に働きかけてぜひ取り組んでいただくように、私のほうでも考えていきたいと思っております。

また、学校においては情報モラル教室ということで、この後も研修会を 11 月にも予定しております。専門の講師を呼んで開催するという中で、教科においても情報モラル、これは道徳教育とも重なる部分がありますので、充実させていきたいと思っております。

○高橋委員

◎公的不動産について

それでは、一般質問の続きを質問させてほしいと思います。

公的不動産についてですけれども、一般質問で公共不動産の課題と問題点を何点か伺いました。これについて今日は議論させていただきたいと思います。

一つは、要するに塩漬けされている土地の問題ということで定義をさせていただきました。理事者側は、あまりこの塩漬けという言葉は好きではないみたいですが、わかりやすいと思って使っているのですが、土地の売却、遊休地の売却については、財政健全化の一貫として、そういう政策で取り組んできたというのも承知しておりますし、具体的な策としてよろしいのではないかと考えてまいりました。

初めに確認したいのは、その遊休地を売却するまでのプロセスと申しますか、どういう資料を作成して、どういう検討会議を経て、市長がどのように決定をしてきたのかという経過を概略説明いただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

遊休地もいろいろございまして、政策的に学校跡地とか大規模な土地、例えば商工会館跡地や石山中学校跡地などがあつたのですが、たとえばこれらについては庁内の会議で、まず本市として有効活用ができないかという議論をしまして、そういうことができない場合には、売却などの方法が考えられます。

石山中学校跡地の場合は、売却するにしても買手が見つからないだろうということもあって、現在、博物館の埋蔵文化財を入れている形になってはいますが、基本的には庁内のまず有効利用の検討をしまして、売却という方向になります。

あと小規模なもの、普通財産でも小さい建物であれば、基本的には契約管財課が所管し、財政部の中で議論しまして、売却可能なものであれば市長決裁まで行い売却するという方法はございますが、なかなか売却する土地というのは今まであまりございません。

○高橋委員

流れはわかりましたけれども、最初に聞いた、資料作成等について答弁が抜けているのですが、庁内の会議のときに、こういう土地なのだと説明するような、そういう資料等は作成しなかったのですか。

○（財政）契約管財課長

大規模なものについて議論された場合は、位置図、あと土地の地籍図といいますか面積を示すもの、それと過去の経緯的なものは作成されたと記憶しております。

○高橋委員

それで、本会議の御答弁では、これまでも積極的な売却に取り組んできたということでした。では、この積極的な売却というのはどういう内容だったのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）契約管財課長

普通財産につきましては、売却ですからある程度、一軒家を建てるにもやはり二百二、三十平方メートル以上の土地の規模がないと買手もないだろうということで、財産台帳でその辺の土地をターゲットに調べまして、現地調査ということではなくてGIS等を利用して土地はどこにあるのか、どういう形状なのかというものを調べて、売れる可能性のあるものは売っていこうということでやった経緯がございます。

ただ、普通財産のものであれば、結果的に売れる要素がある土地はなかったということで、売りに出したということはありませんでした。

○高橋委員

私が聞いたのは、積極的な売却に取り組んできたという、この積極的というのはどういう内容なのかというのを聞いているので、今、説明された内容はよくわかりますので、積極的な売却に取り組んできたというのはどういうことだったのかというのを説明してほしいのです。

○（財政）契約管財課長

財政再建プランの中で、売却できる土地は売却していこうという方針で、平成17年当時、売れる土地を各部で調べて、売れるものは売ってくれと財政部で指導はしておりました。その中で、各部における判断で、売れる土地は売っていこうということで動いていたのが現状です。

○高橋委員

どうもかみ合わないのですけれども、要するに財政部が主導してどんどん土地を売っていこうという指示を出したのか、若しくは市長から、積極的ということは、売却できる土地はもう全部、売れるような土地を探せと言われてたのか、そういうことを聞いているのです。

○（財政）柴田主幹

土地の売却につきましては、財政再建推進プラン実施計画の中でも、遊休資産の有効活用ということを位置づけておりまして、その中で財政部から各部に対しまして、売れる土地はないか、積極的に売ってほしいといった指示を出している経過がございます。

○高橋委員

それで、御答弁では思うように売却が進まなかったと、そういうことでした。質問でも話しましたが、売れた土地というのは、やはりごく少数、条件のいいところで使いやすいところだというふうに思っております。売却が少なかった主な理由というのはどういうものがあつたのか、お知らせいただきたいと思えます。

○（財政）契約管財課長

現在、普通財産で遊休地という形に位置づけてある土地は目的を持っていませんので、売れるものであれば売っていきたいという考えを持っていました。しかし、例えば、ある程度の大規模な土地であれば、価格の面で合わなかったということもあります。また、立地条件が悪い、例えば土地はちょっと広いのだけれども、のり面だったり、がけ地だったり、道路に面しておらず奥まった場所だったり、そういうような状況の土地が数多くあります。土地の形も正方形ではなく帯状の土地であったり、つぶしたようなひし形のような土地であったり、また、H型であったりと、大変売るには適しないような形状の土地がかなりといますか、ほとんどがそういうような形状の土地でありました。

○高橋委員

これら要するに売れにくい土地については、もし有効活用ができるのであれば売っていきたいというのが本音だというふうに思っています。では、それをどのように考えてきたのか、また、これから考えようとしているのかというところはいかがですか。

○（財政）契約管財課長

例えば、土地を売ったり貸したりするケースの場合、本市が持っている土地は境界のはっきりしていない土地がかなりございまして、例えば小規模なので売れないが貸したいという土地があっても、境界がはっきりしておらず、はっきりさせるために測量すると経費もかかってしまうということで、その費用をかけるのであれば貸さないほうがいいとか、そこまで考えなければならなかったケースもございます。

ただ、今まではやはり売却を前提とした土地を考えていたのですが、有効活用の面では、庁内的にも普通財産だけではなく行政財産の中にも遊休地がございまして、そういうものをトータルでどうしていくのかということ、今後検討していかなければならないというところはございます。

○高橋委員

まさに市長からも御答弁いただいた、要するに共通事項に立ってのテーブルが必要ということで再三話をしているところですので、ぜひそれに向かって、一部だけではなくて全庁的に考えていただきたいと思います。

細かい質問についてはまた別な機会にさせていただきますけれども、もう一点、一般質問で気になっていたのが、実はこの本庁舎の件です。何か災害があったとき、大事故、大事件があったときには、対策本部は本庁舎の中、本館市長応接室に置かれるわけですが、答弁にありましたように、本館が昭和 8 年、別館についても昭和 37 年建設ということですから、相当年数がたっているということでもあります。

気になったのは、「いずれも旧耐震基準で建築されたもので、耐震化等に向けた検討が必要」という本会議での答弁です。この耐震化等に向けた検討というのはどういう内容なのか教えていただきたいと思います。

○（総務）総務課長

本館、別館とも現在の耐震基準以前の建物ですので、非常に課題が多いと思っております。本館については指定歴史的建造物ですので、これは何らかの形で耐震化なりをして存続すべきと思っております。そして、この別館につきましても、御承知のとおり、かなり老朽化が進んでおります。耐震のほかにも雨漏りなども非常にひどい状況になってございまして、その辺については考えていかなければならない課題と思っておりますけれども、市の公共施設にはほかにもいろいろと建物がございますので、ほかの施設との兼ね合いも含めて、本庁舎の耐震化、別館についてはなかなか耐震補強工事というのは難しいかと思っておりますけれども、総務部で、今後、検討していかなければならない課題と思っております。

○高橋委員

総務課長の話ですと、本館は残すということですか。

○（総務）総務課長

歴史的建造物ですので、なかなか取り壊すという形にはならないとは思っているということですので、裏を返せば、残していかなければという、残す必要があるのではないかと考えております。

○高橋委員

わかりやすく答弁してほしいのですが、残したいということなのか、残すということなのか、これをもう一回確認したいと思っております。

○（総務）総務課長

内部で正式な議論はしてございませんが、総務課としては残すべきではないかというふうには思っております。

○高橋委員

技術的なことを確認したいのですが、本館についても、別館についても、私は耐震化工事をやるといったら、実は建て替えたほうが早いのではないのかと思っております。

建設部に伺いますけれども、この本館と別館の耐震化については、どういう見解をお持ちか、建て替えるとすればどのぐらい費用がかかるのか、もし試算していれば伺いたいと思います。

○建設部次長

本館と別館の建替えについてですけれども、現段階で建設部ではまだ具体的な検討はしてございません。ただ、本館につきましては、建設年次が相当古いという部分がありますので、構造的には、委員も御承知のように、柱、はりを主体としたラーメン構造で、コンクリートの劣化などがなければ、ある程度補強というのは可能かとは思っています。ただ、歴史的建造物なものですから、外観をそのままの状態であまり形で補強できるかどうかという課題はあろうかと思っております。

また、別館につきましては、この委員会室を見てもおわかりのように、柱が窓の内側に入っておりますので、もし補強するとすれば、筋交いなどが部屋の真ん中に出てくるような形になりますので、非常に使い勝手といたしまして、そういった部分についても、補強工事をやることによって相当な制限を受けるだろうということと、総務課長から話がありましたように、雨漏りなど、そういうことでコンクリート自体の強度等についても相当問題があるというふうに思っております。別館についての補強工事というのは非常に難しいのではないかと思っております。ただ、冒頭話しましたように、具体的な検討はしてございませんので、費用等についても今の段階では掌握してございません。

○高橋委員

私の個人的な考えですけれども、現実的ではないというふうに思っております。

総務部に伺いますけれども、この本庁舎、本館、それから別館も含めて、施設カルテをつくったという話を伺いました。では、優先順位として、この本庁舎はどの辺にあるのか、その辺の中身を教えていただきたいと思えます。

○（総務）総務課長

施設カルテは、それぞれ個々の施設の建物の老朽度や優先的に見直す部分という形で評定してございまして、それがほかの施設と比べてどうなっているというのは、今わからないですけれども、本庁舎で言うと、先ほど話しましたように、別館の雨漏りはかなりひどいものですから、それについては、カルテでは直すべき項目としていくというふうに入っております。ただ、それを優先的にほかの施設とどうなるかというのは、ほかの施設のそれぞれの優先度がついていますので、その中での判断になっているというふうに思います。

○高橋委員

市長はこの施設カルテについて、「老朽化した施設の長寿命化と維持費の平準化を図ることを目的とした施設カルテを作成し、平成 16 年度から 18 年度まで、各施設の維持補修の必要性や優先順位などを判断するための基準として活用した」という御答弁をしています。これを伺って今の質問をしたわけですけれども、もう一度御答弁をいただきたいと思えます。

○（財政）柴田主幹

施設カルテの目的についてでありますけれども、平成 16 年度あたりから市の財政がどんどん悪化していったという中で、施設の維持補修費をできるだけ平準化、均等化していけないかという検討の中で、施設の状況をより詳しく把握いたしまして、その優先順位をはかることを目的に、施設カルテを作成してまいりました。

16 年度から 18 年度の間につきましては、毎年度の予算編成の中で、その補修の必要性や優先順位を考慮して予算をつけてきたところでありますけれども、それ以降、一層の財政悪化によりまして、この施設カルテを基にした予算編成、予算づけということが現在できていないという状況にあります。施設カルテ自体は、毎年度、補修の記録などは更新しているとは聞いておりますけれども、その優先順位等についての更新は、今はとまっているという状況でございます。

○高橋委員

施設全体の優先順位をつけたわけではなくて、その年度年度でやっていったという、そういう解釈ですか。

○（財政）柴田主幹

施設ごとに点数を決めまして、その点数がより高ければ優先順位が高いということになるのですが、それぞれの比較ではなくて、その施設ごとの点数、優先順位の高さということで表現しております。

○高橋委員

ということは、この本庁舎については、優先順位はついていないと、検討はしていないということですか。

○（財政）柴田主幹

施設カルテを作成する中で点数は各施設ともついていますので、本庁舎についても何点ということについてはあります。ついていますが、それを全体の中で比べたときに、どのランクにあるのかということまでは、今、見ていないというところでございます。

○高橋委員

もう少しその辺を聞きたかったのですが、要するに、この施設カルテを基にして公共施設、公共不動産の課題について、だれがどのように判断して進めていくのかということを経済的に聞きたかったのです。最終決定を出すのは市長だと思いますけれども、その間にどういうプロセスを経て、いろいろな検討会議を経て、そしてなおかつ私が話しているPRE戦略も導入していただいた後になるとは思っているのですが、いずれにしてもその辺がもう少し見えるような形でぜひ進めていただきたいと思いますので、これは要望です。また具体的な議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎公共交通機関について

本定例会の質疑及び一般質問で、久末議員から高島中央線のバス運行について質問がありまして、理事者側の答弁としては、幅員が4.5メートルということで、バスを走らせることはなかなか難しいというようなことでした。市民の感覚としては、当然大型バスが運行するというイメージされているのでしようけれども、皆さん御承知のとおり、ちょうどこの市役所の裏を通っていく山手中通線については、小さなバスで運行しております。これは試験運行から本格的に通年運行となり、路線として客も定着してきたという経緯があるのですが、そうしたことを考えますと、やはりいろいろな方法も検討されるべきではなかったのかというふうに思うのです。

それで、この間、市長と町会長などとの懇談会、あるいは市長への手紙などを含めて、既存のバス路線の延長、あるいは新設というものに対して、地域的にどのような意見があるのか、把握をされていますでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

バス路線等の要望についてなのですが、今、委員からお話がありましたとおり、まず町会からの要望、あるいは地区連合町会長や各町会長と直接懇談する場面というのが年間3回ほどございます。その中で、町会からの要望という形をとっておりまして、そのほかに公式の場で要望や懇談する機会がなくても、委員からお話ありました市長への手紙、あるいは町会、市民などから市へ直接要望書が届くというケースなどもございます。またそのほかに、直接にバス路線事業者のほうに要望が行くというケースもあるようでございます。

具体的にどのようなものが来ているかということですが、バス関連で申し上げますと、平成19年度以降でまとめてみたのですが、例えばバス路線の増便を求めたり減便をやめてほしいというもの、バス路線の新設や停留所の移設を求めるもの、中学生まで子供料金にしてほしい等々でございます。

○林下委員

要望というのは多様なものがあるというのはわかるのですが、できればこれから市の対策としては、どの

地区にどんな要望があるのかということをしっかり把握していただきたいと思うのです。その理由としては、やはり高齢化が非常に進んできて、バスを利用した場合、バス停から自宅まで行くのが非常に大変になってきたという声があったり、あるいは積雪時期になると、タクシーが利用できないという地域が現存したり、一方では、宅配業者や訪問介護などの車はちゃんと自宅まで来てくれるのだけれども、タクシーに乗れば全然自宅まで送ってくれないなど、いろいろな意見があります。

いわゆる利用者と事業者とのミスマッチというか、やはり住民にすれば公共交通を利用したくても、公共交通から取り残されたという感じが非常に強いというふうに思うのですけれども、例えば議会に対するロードヒーティングの要望というのはもちろん私も把握しているのですけれども、地域的にこういう改善をしてほしいという、例えば冬の間はタクシーが利用できないからこういう対策をとってほしいとか、そういう具体的な意見というのは集約されていますか。

○（生活環境）生活安全課長

バス路線に関しましての要望、今委員が御質問のロードヒーティング敷設の要望とか、これは路線というよりも路線運行に関するハードの部分になろうかと思えますけれども、そういう要望がありましたら、内容につきましては、すべてバス事業者のほうに連絡するという形をとっているところでございます。

さらに、そういう要望をいたしまして、バス事業者においてさまざまな問題、例えばバスの路線運行におきましてさまざまな問題があるということでありましたら、その問題を整理いただきながら、要望内容の実現の可能性を検討してもらうということをお願いしております。

○林下委員

確かに中央バスは歴史もありますし、本社も小樽にあつて、本市の公共交通というのは全国的に見ても非常に恵まれている環境にあると評価されています。そういうことを考えますと、今そうした市民の声というのは、現実には解消していくというのはなかなか難しい課題だと思うのですけれども、高齢化率が全道一とも言われるほど進んでおり、少子化も進んで学校の通学範囲も拡大をする、そういうことをいろいろ考えれば、本市ばかりでなく将来全国の自治体が経験する課題だと思うのですけれども、山坂のまちとして、こうした市民の要望にこたえていくためには、今の公共交通の体系からコミュニティバスやデマンドバスに切り替えていく必要があります。これは本当に非常に画期的で壮大な作業になると思うのですけれども、そういうことを考えますと、現状のままではなかなかそういう作業が進んでいきません。どうやったらこういう要望にこたえていけるのか、また、その作業はどういう手順で行うのか、もし考えがあればお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室長

コミュニティバスやデマンドバスの関係でございますけれども、委員が御指摘のとおり、小樽市内の公共交通機関は基本的に現在恵まれた状況にあると思っております。いろいろ地域によって抱えている課題は当然あるとは思いますが、ただ、いずれにしても、全体状況としては恵まれている、ですから、今、何をどうするということにはなりません、一つ一つ地区から上がってくる課題に対して検討をしていくことはやっておりますけれども、全体まとめてそれをどうのこうのというのは考えてございません。

○林下委員

中央バスを例に具体的な話をしましたけれども、小樽でも利用者の減少傾向というのは深刻な状況だと伺っていますし、このままで推移すると、今ある路線網が維持できなくなるのではないかと、そういう危険性もあると思うのです。特にデマンドバスやコミュニティバスというのは、採算性が非常にとりづらい分野ということで、ましてやこういう既存の路線バスに加えてデマンドバスやコミュニティバスが入ってくるということになると、今ある路線の採算性も非常に悪化するだろうという、いろいろなことがあるものですから、率直に言えばこうした分野には、既存のバス事業者というのはやはり参加したくないというのが本音だと思います。ですから、こういうことは本当

に行政が中心になって、事業者あるいは住民と一体となって事業計画をつくるとか、あるいは国からの助成制度とか、いろいろな可能性を模索しながら、協議会のようなものをつくっていくということがまず第一歩ではないかというふうに思うのですけれども、そういうお考えはありませんか。

○（総務）企画政策室長

協議会の御提案ですけれども、現在、国会で交通基本法の中で協議会をつくるような形で位置づけることが審議されているところです。その法案次第によっては、協議会を地区の中につくっていかなければならないということが発生する可能性もあると思われます。そういう中で、市としては、それらの協議会のことを検討していくことが必要とは考えるのですけれども、ただ先ほどの繰り返しで申しわけありませんけれども、現在、本市におきましては、地区的に課題はたくさんあるかと思えますけれども、他都市と比べては大きな課題を抱えているというふうには考えてございませんので、将来的な課題としては、そういう協議会等をつくるということも検討されなければならない時期も来るとは思われます。

○林下委員

確かに今おっしゃられたように、国でも交通基本法というのは大変な重要な課題として議論をされているというのも理解しているのですけれども、このイメージというのは、やはり地方都市というのが非常に大きな議論の中心になっているように思うのです。ましてや小樽のようにこうした恵まれた地域で、こういう議論が起きてくるというのは、案外想定をされていないのではないかというふうに考えています。インターネットなどで見る限り、実は名古屋市などいろいろな地域で、愛知県など恐らく交通環境が日本一恵まれているのではないかとされている地域ですら、バスだけでなくタクシーまで活用したデマンドバスやコミュニティバス、そういう輸送手段を現実に取り入れている地域がたくさんあります。

そういう意味でいきますと、交通基本法で言う地域協議会というのは、これから将来的には起きてくるかもしれませんが、もちろん事業主体になる事業者と協力をしてもらわなければ、こういう問題は絶対解決できないと思いますから、今、例えば地域と自治体と事業者が勉強会を開くような形で少しこの問題の解決に向け取り組むお考えはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

勉強会でもいいから協議会をスタートしてほしいというお話なのですけれども、当然、課題がどういうことがあるのかを踏まえた上で、大きな課題であれば全体として事業者なり、行政なり、場合によっては国も巻き込んだ中でやっていかなければならない問題だと思います。

しかし、現時点でこの問題が切迫している状態にあるとは思っておりません。ただ危惧される状態としては、人口減少が激しい中で、事業者自体が対応できなくなる状況も発生してくる、近い将来そういうことが危惧されると思います。そういう中で検討させていただきたいと考えてございます。

○林下委員

ここは決定的に理事者と見解を異にすると思うのですけれども、先ほども高島中央線の話をしましたし、前から何回かこういう機会を通じて話をさせていただいていますけれども、例えば豊川町と石山町間の路線、長橋5丁目や私の住んでいる潮見台からもそういう声が届けられています。地域住民、そこに住んでいる方にとっては非常に深刻化していますが、交通体系全体で言えば、そこまで公共交通を見直す責任があるのかという、私もそういう思いがある一方で、やはり地域住民にとっては深刻な課題であります。

まだまだ行政としてそこまでやる必要はないという御判断のように思いますが、ぜひ前向きにこういう問題というのは検討していく、必ずこれは近い将来、どこの都市でも直面する課題だと私は思っています。そういう意味でぜひ検討していただけないかと思えます。

○（総務）企画政策室長

検討会などをつくった場合、果たしてその中で役割分担がうまくいくかということ、なかなか現実難しいのではないかと思うのです。例えば事業者としましては、当然赤字の路線は敷けないということで逃げます。そうしたら、行政だけが取り残されている状態、そういう構図の協議会になる可能性が高いのではないかと思います。

先ほど、交通基本法の話をしましたけれども、その中には、役割分担はどういうような形がいいのかという明示がされていると聞いてございますので、そういう部分も参考にさせていただきたいと考えてございます。

○林下委員

この議論はここで結論が出るとは思っていませんけれども、本市の将来を考えても、必ずこの問題というのは市民の間からもっと出てくる課題だと思っていますので、ぜひ勉強会など、いろいろな形で一歩前に進んでいただくような検討をお願いしたいというふうに思っています。よろしくお願いたします。

◎市営墓地について

それでは、質問を変えて、先日の本会議で、これまた久末議員から市営墓地の関係について質問がありました。私も何回かこの課題について質問させていただきましたし、ほかの議員からもこの問題については何回も議論が続いておりましたが、市営墓地の再整備、あるいは拡張は検討されているのかまずお聞きしたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

市内の墓地の整備、それから拡張についてであります。平成 22 年度末の 14 か所の墓地の空き区画数が、現在 225 あり、待機者数が 58 名という状況の中では、新たに墓地を設置するという考えにはならないと考えております。

また、拡張の関係につきましては、いずれの墓地も大変厳しい環境、位置的にも地形的にも厳しい状況の中で市民に使用していただいておりますが、各墓地の施設の状況、それから市民要望を踏まえながら、今後、対応していくという考えでおります。

○林下委員

実際、あきがこれほどあって、待機者が 58 名というのは、どうしてこういうミスマッチが起きるのかという、その点をお聞きします。

○（生活環境）戸籍住民課長

待機者数がどうしてこのような数字になるのかという御質問ですが、やはり御存じのとおり、どこの墓地も急傾斜を利用して削って造成した墓地でございます。そういった中で、明治当初では墓地の入り口に入って平らなところも確保できたのですけれども、だんだん年数がたつにつれて、上のほうしかあいておらず当然造成も上のほうになるということで、そういった中でその墓地の場所、ここの墓地はあいていないか、その墓地はあいていてもその場所が不便だということで、ミスマッチが起きているというのが理由でございます。

○林下委員

非常に行政としても大変な苦勞をされていると思いますけれども、実際、市民から墓地についてはいろいろな御意見がありまして、例えば自分の隣にある墓石は全く何年間もお参りに来た形跡もなければ、草はぼうぼうだし、手入れもしていないし、どうも放棄されているようで、とても隣にいる人は迷惑しているという声もあります。例えば墓を守る人がいないからと市に返還される件数や、そこがまた再利用される件数は、年間どのぐらいになっていますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

墓地の返還届の関係ですが、理由といたしましては、寺の納骨堂を確保できた、あるいは市外の墓地に移す、そのほかには、墓地の申込みをしたけれども、墓地を建設することにはならなかったという、そのような理由によりまして、平成 20 年度は 42 件、21 年度は 56 件、22 年度は 48 件の墓地返還届があったところでございます。

再利用につきましては、墓地の返還を受けるに当たっては専門業者に依頼をしていただいて、土の中に埋まって

おりますお骨を全部収骨していただいて、きれいに整地した形で返還していただきますので、すべてが再利用可能となります。

○林下委員

できるだけ有効利用していただきたいと思うのですが、いろいろな要望が来ている中には、もう自分の代で墓を守る人がいなくなるので、何とかはじめをつけていきたいのだけれども、そういう施設が小樽にはないので、何とか共同墓を早く設置してほしいという声がありました。それについても前に質問させていただいていますし、ほかの議員からも質問があるので、これらについてはどの程度検討作業が進んでいますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

共同墓についての御質問ですが、市長への手紙、あるいはこれまで議会で複数の議員から御要望をいただいております。そういった中、道内で唯一実施しております札幌市を視察いたしました。視察した結果、設置場所の確保、墓の仕様、使用料の設定の考え方、それから利用申込者の範囲、そのほかには運営管理体制など、さまざまな課題が浮かび上がりました。

このたび、この課題につきまして、ある一定の整理がついたところであります。今後、開催いたします庁内の検討会議において、これらの課題を整理した後の内容、それから実施時期も含めまして、協議していただく予定となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○林下委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

◎防災体制について

東日本大震災がありまして、その教訓を生かして小樽の防災体制も早急に見直しをかけていかなければならないと思っております。

災害時には地域防災計画に基づいていろいろ対応されると思うのですが、今回の大震災では地震津波がありましたけれども、その他どういう災害が想定されるのか、その種類、規模などお知らせ願えますか。

○（総務）杉本主幹

災害の種類についての御質問ですが、大別いたしまして、自然災害といたしましては、まず地震、それに伴って起きる津波等がございます。そのほかには風水害といたしまして、台風で代表されるような大雨、暴風、それに伴う洪水等の災害があるかと思えます。また、大雨が降ることによって、急峻な傾斜地では土砂災害が起こる可能性があります。あと、本市においては可能性が低いかもしれませんが、東日本大震災では液状化の問題が非常に取りざたされたところであると聞いております。

○中村委員

現在、この地域防災計画に見直しをかけて、新しいものが出てくると思うのですが、今回の大震災の教訓を受けまして、特に変わる部分は何点かありましたらお知らせいただきたいと思えます。

○（総務）杉本主幹

まず、見直しをかけていくところですが、災害ということを想定した場合、災害には前段の御質問にあったとおり、多くの種類があるかと思えます。その中で大切なことが、自然災害発生のおそれがある場合なのですが、まず、そういう危険性のある場所から安全な場所へ迅速かつ適切に避難するということが非常に大切なこととなります。このたびの東日本大震災では、地震の後に沿岸地域を襲った津波が各地に壊滅的な被害をもたら

して、このことにより多くの方が犠牲になったところでございます。長い海岸線を持つ本市におきましても、この津波に対する体制強化が急務であるということから、今年度、沿岸地域の町会などから、地域の状況などの情報をいただきながら、まずは津波ハザードマップを作成すべく、その基礎調査を実施しております。

あと、見直す箇所等ですけれども、本年 8 月に北海道から示された津波避難計画策定の指針に基づきまして、津波に対する避難計画の策定がその中心になろうかと思えます。これに基づきまして、本市における津波からの避難体制の整備強化、このあたりを中心といたしまして、この防災計画の中にある防災体制の強化、見直しを図ってまいりますと考えております。

○中村委員

道からも出てくるということなのですが、その前に市は防災対策見直しということで、調査に基づいてある程度ものを出していくのだろうと思えますけれども、その後で道からの何がしかのものが出てくるというときの整合性といいますか、見直しをさらにもう一度かけなければいけない部分があるかと思えますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○（総務）杉本主幹

御質問の部分ですけれども、一つは、道の津波の想定浸水区域についてのお尋ねだろうと思えます。現在示されている道からの津波の浸水区域につきましては、今回の東日本大震災の状況を踏まえまして、道で見直しをかけているところでございます。その前段で、市では現在、ハザードマップを作成しているところではございますけれども、最終的には新年度、新しく道から示される津波浸水区域の情報を盛り込んだ内容で、ハザードマップを改訂していこうと考えております。

○中村委員

現在、市でつくろうとしているハザードマップは、今まで想定したものと比べて具体的にどういうふうに変化したのですか。今までよりももっと大規模な地震津波を想定して、今まではこの地域までが浸水あるいは避難が必要だというのが、具体的にどんなふうに変化したのですか。津波の高さが増えて、例えば何メートル奥まで浸水というか、避難する地域が具体的にどういうふうに変化するのか、その辺をもう少し具体的に教えてください。

○（総務）杉本主幹

津波の想定ですけれども、これまで本市においては、津波を具体的に想定したハザードマップはございませんでした。津波・高潮警戒区域としての区域を示したものはあったのですけれども、具体的な津波の浸水区域を示した図面というのは、今回つくっているのが初めてになります。

津波の高さ等なのですけれども、実際に今、道から示されている津波浸水区域で、本市に押し寄せてくる津波の高さは最大で約 3 メートルということになっております。それが今回の大震災を踏まえて、道でも津波の想定高さ、浸水区域を見直すということですので、一概に津波の想定が、現在つくっているマップの中で 5 メートルがいいのか、10 メートルがいいのかというのは、なかなか示しにくいところでございます。そのため、今つくっているハザードマップにおきましては、マップの中に標高等の表示をすることによって、マップを見た方にどちらのほうへ逃げたらいいのかとか、地図に表示されている場所の標高がどのくらいなのかということが理解できるような表示方法を考えております。

○中村委員

それが具体的に示されるのは、市で作成したハザードマップですか。それからあと、その資料に基づいて市民に周知していく作業に入られるのですよね。その辺の計画というのは考えていますか。

○（総務）杉本主幹

現在の津波想定に基づいて調査をして作成しているハザードマップにつきましては、来年 2 月末をめどに作成の予定になっております。

なお、見直し後の津波の浸水予想について、道からの示されるのは、予定ですけれども、今年度いっぱいかかるというふうに説明会で聞いておりますので、それを反映したハザードマップについては、新年度以降という形で考えております。

○中村委員

本市でハザードマップをつくりますよね。それに道が出した資料を重ね合わせた資料をつくるということなのか、それとも別々に出るということなのか。

それと、市民に対する周知、市から出されたものに対して、市民に知らせなければいけないという、そういうアクションを起こすタイミング、それでやり始めてからまた道から出てきて、またもう一回同じようなことをやるということになるのでしょうか。その辺はどのようなのですか。

○（総務）杉本主幹

まず一度、現在の津波想定でハザードマップを作成するというので道から指示は受けておりますので、それが完成した段階で、まず今回いろいろな情報提供をいただきました沿岸地区の町会にお示ししたいと思います。各地区でそれを見た上で、さらに各地域の状況等に合わせて内容の修正等があるかと思えます。

新しく示される津波想定につきましては、別々なマップをつくるのではなく、もともとある地図に新しい情報も全部入れたものを新年度に作成して、今度はそれが最終型になりますので、それを市民に周知していきたいと考えています。

○中村委員

周知の仕方なのですけれども、例えば広報誌への掲載だとか新聞記事に載るかもしれません。そのほか、市内各町会組織、その他防災にかかわる団体などありますが、それらとのかかわり、どのような方法で具体的に周知していくのかということをお教えください。

○（総務）杉本主幹

最終的にできたマップにつきましては、市のホームページ等のウェブ上で公開をしていくほか、これから予算要求してまいりますけれども、印刷をかけて小樽市の全戸に配布したいと考えております。

○中村委員

またさらに地域からも、具体的な面でいろいろな要望や意見が出てくと思うのです。そういう意見も慎重に取り扱っていただいて、市民が納得するような、例えば今までだと、避難場所へ行くのに高いところからわざわざ低いところへおりにいかなければいけないというような避難経路もありまして、ちょっとおかしいのではないかなという地域の見解も実際にあるのです。そういった地域の見解を慎重にくみ上げて、それを反映した、また綿密なハザードマップを整えていただきたいと思えます。

今までの話は、避難しなければいけないような大規模な地震や津波を想定しているのですけれども、先ほどの災害の種類の中でもありましたように、毎年のように頻繁に起こる水害、河川のはんらん、護岸の崩壊、あるいはがけ崩れというようなもので、昨年も今年も市内で被害が出ていると思えます。先日も大雨があり、実際に市内で川があふれた被害があったと思うのです。把握している分だけでもいいのですけれども、そういった被害の状況というのを教えていただきたいのです。

○（総務）杉本主幹

先日、雨が降ったときの例ですけれども、そのときに通報が約 50 件ありました。その中身につきましては、倒木、側溝の溢水、それから水がわき出した等がございました。あまり大きな被害のものはなかったのですけれども、大まかなところで、浸水した家屋が 3 件程度、がけ崩れ等、小規模なものを含めて数件あったと聞いております。

○中村委員

大規模災害への対応は、今、全国の自治体でいろいろ資料をつくってやっておられると思うのです。

例えば、昨年の秋口に、塩谷の小さな川ですけれども、あふれて民家に水がかなり流れていきまして、その対応に大変腐心しました。深夜でしたが、付近住民がみんな出ていると対応したわけです。私も道路に入って、ずぶぬれになって明け方までやりました。そういった小規模災害に対する対応なのですけれども、消防や建設事業課に連絡して、対応していただきました。消防本部や建設事業課の動きは非常に速やかで、よろしかったと思うのです。先日の大雨でも非常に速やかな対応でした。これにはずいぶん助けられましたけれども、また特に光っていたのが業者です。業者の方が実にきめ細やかに、速やかに対応していただいて、ずいぶん助けられたという感じはしております。

こういった頻繁に起こりやすい水害などの態勢で、さらにこんなこともあったわけです。これは塩谷の法華澗地区なのですけれども、かなりの雨が降りまして、雨量も集中的に降ったということもあって、山や沢から今まで経験したことのないような水がどンドン流れてきまして、連絡が来たので行ったのですけれども、手のつけようのないというか、想像もしていなかったような状況だったのです。まず、民家に水が入らないようにということいろいろ苦慮しました。そのときに感じたのは、もちろん土のうなども速やかに運んでいただいて対応はしたのですけれども、とにかくいる人だけでは手が足りない、もちろんみんなフル回転していただいたとは思いますが、それでもまず手が足りなかったのです。

そこで、何点か教えていただきたいのですが、この地域防災計画の中に自主防災組織の編成というのがあります。それで、「災害発生時には、小樽市を始めとして防災関係機関がいち早く立ち向かうが、災害の結果のさまざまな障害で到達に時間がかかる、あるいは到達できないという最悪な事態も想定される」、また、「災害発生時の初期において」、あるいは小規模災害と言いかえてもいいかと思うのですが、「地域の人々が、被害の拡大を防ぎ、いのちを守るために力をあわせて活動することは大変重要なことである。そのため、小樽市は、自主防災組織の育成推進策として、次により普及・啓発活動を行うものとする」という項目がありますけれども、塩谷桃内連合町会にもそういう組織があります。家だとかなんとか言っている暇もないと、もうとにかく逃げるのが先だというような大規模災害なときは、命をまず守ることが大切ですから、避難先へ逃げなければいけないのですけれども、そうではなくて、まずこれだけ頑張れば何とかこの家とこの家は浸水を防げるのではないかというような規模の災害への対応、先ほど言いましたように、手が足りないような場合に、地域の例えば消防団、あるいは町会組織とどのようにして速やかに連携をとりながら動けるのかということが、勝負になってくるのではないかと思います。

それで、自主防災組織の育成強化ということについて、市ではこれまでどんなような対応をされてきたのですか。東日本大震災、それから毎年何回か起きる水害だとか、今回、私が経験したような手が足りないような場合にそれをカバーできるような体制、連絡体制や現実に動ける組織、なおかつそれに対する事前の訓練など、そういったことに対してどんなような手を打たれてきたのか、これからどのように見直しをかけていくおつもりなのか、その辺を教えてください。

○（総務）杉本主幹

まず市内の大きな自主防災組織としては今、先ほど委員から塩谷地区というお話がございましたけれども、そのほかに銭函地区にも自主防災組織がございます。ほかの地区から自主防災組織を結成したいという相談があった場合には、自主防災組織の例えば組織ですとか規約ですとか、そのつくり方等につきまして、防災担当で相談に乗っているところでございます。

訓練等につきましては、一例としては銭函地区ですけれども、3年に一度、津波を想定した連合町会も含めた避難訓練を行っておりますので、その際には防災担当も訓練の中でさまざまな面で相談に乗るとか、訓練の際に防災に対する講話をするなどいろいろな形で協力をさせていただいております。

活動内容なのですけれども、自主防災組織は自分たちのまちは自分たちで守るという共助の考え方の下に組織さ

れておりますけれども、ではどこまでの活動が組織の中でできるかというのは、それぞれの組織の編成の内容によるかと思えます。先日、それぞれの連合町会長に話を聞いたのですけれども、現在のところ、自主防災組織のほうも、なかなか組織立った動きが難しい状態にあるということをお話されておりましたので、そのあたりにつきましては、またそれぞれの自主防災組織と相談や連絡体制をとりながら、我々のほうもできる限り連携できるように、これから情報交換等をしてまいりたいと考えております。

○中村委員

ふだん、回覧板などで連絡体制はこうなっていますというような組織図は回ってきます。毎年、もちろん総会もあります。だけれども、いざというときに、それがスムーズに機能するかどうか、そこが問題だと思うのです。それには、やはりふだんからもっと具体的な現実的な訓練というか、シミュレーションをすることも必要なのではないかと思います。今のままでは、先日、私が体験しているように機能しない、していないということがあります。これをもう一回見直していただいて、それでどの時点でだれが指示を出すのか、町会組織のトップは決まっているけれども、そのトップが判断を誤れば、例えば助けられる場合でも、命あるいは財産をみすみす失ってしまうというようなこともあり得るわけです。ですから、非常にその辺微妙なところではありますけれども、大切なのではないかと思います。そこをこれからぜひ育成強化ということでもう一回洗い直して、検討していただきたいと思えます。もちろん、町会組織も最大限勉強しながら協力はしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、消防団の働きなのですから、これは先日も地域から消防団の動きというのはどうなっているのだというような質問がありましたので、どんな場合に出勤するのか、役割を果たすのか教えてください。

○（消防）主幹

消防団員の出勤体制についてですが、消防団員が火災以外の災害に出勤のときは、その災害現場の指揮者が常備消防の人員のみでは対応できないと判断したときに、非常備である消防団員を招集することになっております。

また、各地域の分団長からの連絡網による指示がない場合でも、消防団員が災害に遭遇し、応急処置が必要と判断した場合についても、できる範囲で活動作業を行います。

○中村委員

まず消防隊員などが現場に駆けつけて状況を把握しますよね。それによって、消防本部から消防団に連絡が行くということで、ケース・バイ・ケースとは思いますが、場合によっては、現場に居合わせた団員がトップに連絡すべきときは連絡をして、そこから指示を出してもらうというような形になるのですか。

○（消防）主幹

まず、現場の指揮者からの要請を通信指令室が受けて、消防本部主幹に連絡が入ります。それから、消防団長に確認をとり、各分団長へ連絡する流れがあります。

もう一つとしては、現場で消防団員が災害を認知、察知した場合に、自分の分団長に連絡をしまして、そちらから逆のパターンで消防本部に通報が入るということになるかと思えます。

○中村委員

出勤するかしらないかというのは、その状況で判断すると。先般、私が経験した現場で土のうを積むにしても人手が足りないというような場合に、居合わせた消防署員に消防団の手伝いも頼みますと言ったら、それは速やかに連絡をして出勤していただけないという体制にはなるのですか。

○（消防）主幹

現状で住民の方からの要請につきましては、重く受け止めて、即対応するという形になるかと思えます。

○中村委員

いずれにしても、どのような災害が、どのような規模で起きるかわかりません。時間帯にしましても、日中

起きるか、あるいは深夜に起きるかわかりません。いざ起きたときに速やかに対応できるかどうかというのは、今後、あらゆる場面を想定して被害に対する備え、それからいろいろな訓練なども含めて必要になってくると思います。現場でやっていただいている方々には、本当に心から敬意を表したいと思います。さらに市民一丸となってそういう体制づくりをしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 41 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○新谷委員

◎政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の提言を受けて

初めに、政治資金規正法違反事件の問題について伺います。

9 月 12 日、小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査報告書が出されました。報告書の最後に、再発防止策についての提言が八つ載っております。市の再発防止策は 9 月いっぱい素案をまとめ、議会に報告していくということですが、議会が 1 回で終わるか何回かかるかわかりませんし、再発防止策がまとまるまで、すぐにでもできることがあるのではないかと思います。その第三者委員会が提言の中で言っている(3)「市長は、職員に対し、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令の研修を強化・充実させること」や、(8)「職員は、職務及び公務員倫理に関わる主要な法令につき自主的学習を強化すること」はすぐにでも始められるのではないかと思います、いかがですか。

○総務部副参事

職員の研修の関係でお尋ねがございましたけれども、職員の研修につきましては、これまでも計画的に職員研修規程に基づいて行われてきております。

ただ、今回の事件を受けまして、やはり公務員倫理については非常に大事であると思っております。公務員倫理の研修につきましては、職員が最初に採用されたときの新規職員の採用研修の中で行われておりますけれども、その後、こういった研修を受ける機会というのは、残念ながらあまりございませんでした。そういった中で、内部で職員にそういったことを周知できるようにということで、この 9 月に職員を 1 名、研修に派遣いたしまして受講してきてもらっております。そういった職員を今後、庁内でもいろいろな研修の中で、講師としても活躍していただいて、職員に公務員倫理の徹底を図っていきたく思っております。

それからまた、自主的研修ということで提言の中に入ってございますけれども、自主的研修につきましては、平成 19 年 8 月に人材育成基本方針というのを定めてございますけれども、その中で職場研修を推進するということでマニュアルも載っております。この職場研修の充実ということで、現在も全庁的に職場研修が行われておりますけれども、職務のことだけではなくて、幅広くいろいろなことを研修していただいております。今回の公務員倫理の関係につきましても、先ほど話しましたとおり、講師も 1 名、今、養成しておりますので、そういった講師も活用しながら、職場研修の中でもそういったことも呼びかけてやっていただくようにしていきたいと思っております。ですから、常に何もしていないということではなくて、事前にできることは研修についても、そういった準備を進

めているという状況でございます。

○新谷委員

この提言が出される前からやっているものはやっているという答弁でしたけれども、公務員倫理については、職員を 1 名講習に派遣して、これから始めるということですが、それを待たなければ始められないものなのでしょうか。

○総務部副参事

公務員倫理につきましては、以前にも話したことがあるのですが、庁内に講師は既に一人おります。今回養成しようとした意図としては、丸一日や何日間かけて研修をやるのではなくて、いろいろな研修が階層研修としてあるものですから、そういった研修の中の一つのテーマとして、例えば 60 分とか 90 分とか、そういったテーマとして公務員倫理をいろいろな研修の中に取り入れていくといったイメージで考えておりますので、いわゆる小回りがきくといいですか、職員が研修を受ける機会を増やすといいですか、そういった観点での講師養成ということで考えてございます。

○新谷委員

第三者委員会の肘井委員長は、何より学習が必要だと述べております。講師からの学習をする前に、自主的に部あるいは課で勉強しようというところは今ないのでしょいか。

○総務部副参事

公務員倫理に限って言いますと、こういった事件がありましたので、今、非常にクローズアップして取り上げようとしておりますけれども、実は職場研修では、防災であったりとか、それからいろいろな手続の関係であったり、さまざまな幅広い研修を取り上げてやっていただいております。先ほど話したとおり、それに加えて、さらに今回はこういった公務員倫理の研修もそういったテーマの一つに加えてもらおうということで考えているわけでございますので、職員としては、今までもそれぞれの職場でいろいろな研修には取り組んできてございます。

○新谷委員

そういう研修はもちろん行わなければならないことだと思うのです。はっきり言って当然のことだと思うのですが、公務員倫理については、何度学習しても新しい発見があるのではないかと思います。私たちも新人職員としての心構えなどを改めて勉強すると、ああ、こういうこともあったとか、いろいろ新しい発見があるわけですから、やはり指示待ちではなくて自主的に、また一人で学習するというのはなかなか大変なことです。まとまって勉強していくと、そういう積極的な姿勢を市民にぜひ見せていただきたいと思いますがいかがですか。

○総務部副参事

今、委員が言われましたとおり、決して職員が受け身だけで与えられたものをこなしていくということではなくて、この提言にも自主的に、自発的にということは出ておりますし、また先ほど話しました職員研修規程の中には、自主研修ということで、職員がみずから研修を自発的に行っていくというようなことも規定されておりますので、当然のことながら自主的に行うことは必要だと思っております。ただ、そういったことに加えて、今話したように職員が受講できるような機会を提供するといったことも当然必要と思っておりますので、自主研修だけではなくて、それにプラスしてそういう機会を増やしていくという考えでございます。

○新谷委員

積極的に学習していくことを希望します。

それで、市長にお伺いしますが、本定例会の中島議員の代表質問に、信頼される市役所づくりのため、参加可能な機会があれば参加をして、私の考えなどを話してまいりたいと考えていると答弁されております。具体的にはどのように考えているのでしょうか。

○市長

中島議員に答弁させていただいたとおりでございますけれども、私といたしましては、やはり信頼される市役所づくりということで、市民には前向きにいろいろな形で発信していかなければいけないと思っておりますので、当然ながら広報おたるやホームページ、それからあらゆる場をとらえて、市民にはいろいろな私自身の話をさせていただきたいと思っております。

○新谷委員

ずっと同じような答弁なのですが、あらゆる場という、その場で、今までお話しされてこなかったと思うのですが、今後、具体的にはどういうふうになどのような場なのか、また市長がこの問題で小樽市を再出発させると、そういう決意のほどはどうか、その辺の御答弁をお願いします。

○市長

あらゆる場というのはあらゆる場でございまして、いろいろな町会長との懇談や職員との懇談、それから業界との懇談であるとか話合いであるとか、そういうようなことを含め、あらゆる場で私の考えを話していきたいというふうに思っております。

○新谷委員

決意のほどはいかがですか。

○市長

一日も早い信頼回復のために努力してまいりたいと思っております。

○新谷委員

◎原子力防災計画について

次に、原子力防災計画について、市長にお伺いいたします。

9月16日の道議会で、高橋知事は代表質問に答えて、10月に泊原発に関する情報提供のあり方などについて、後志管内の市町村長との意見交換の場を設定すると述べております。そのとき、原子力防災計画や広域避難のあり方など幅広い議論を行った上で、各首長とも協議をする方針と報道にありました。

市長も御存じのように、福島第一原発の事故では、放射能が広い範囲に飛散して被害を及ぼしております。消費者協会の調査にも表れておりますが、市民も原発に対して大変不安を持っております。また、北海道新聞が4月に発表した世論調査でも、原子力防災計画に30キロメートル以上の地域を含めるべきだという声が半数に上っておりますが、この際、大変貴重な意見交換の場だと思っておりますので、本市を原子力防災計画に入れるように強く要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長

泊原発から半径10キロメートル圏外の地域は、本市もそうでありますけれども、やはりいろいろな意味で原発関連の情報というのが極めて少ないと思っておりますのでございまして。そういった中、先日の高橋知事の発言にあった後志管内1市19町村の首長との会議といいますか、打合せといいますか、それについては私自身も積極的に参加をしてみたいと思っております。また、ただいま委員おっしゃったように、前向きにそういった発言もしていきたいと思っておりますし、そういう取組もしていきたい、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ市民の要望を伝えて頑張ってくださいと思います。

◎国民健康保険一部負担金減免制度について

それでは次に、国民健康保険一部負担金の減免制度について伺います。

本市では、ようやく本年6月1日から、国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予を実施しております。全道主要都市では既にこの制度が行われておりまして、本市は一番遅れましたけれども、国の基準が示される前に、他

市ではもう既に規則とか取扱要領で行われております。しかも入院だけではなく、外来治療も対象としております。これは国民健康保険法第 44 条に基づいて行われているものですが、本市ではほとんど適用がなかったということです。今年から国が一部負担金減免額の半分を特別調整交付金で見るということになったので、国の基準に沿って入院だけ適用させることにしたということですが、厚生労働省が昨年 9 月に出した「一部負担金減免・保険者徴収 Q & A」では、保険者が必要と認めるときには、入院だけではなく、外来治療でも一部負担金減免を行うことができるとしております。本市では、外来治療については、この一部負担金減免制度が必要ないと考えたのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

外来治療は必要がないと考えたのかというお尋ねでございますけれども、この取扱要領を設置するに当たりましては、国の特別調整交付金による財源措置があるということも重要な部分でございましたので、交付金の対象となるように、国の基準に沿って作成したものでございます。そのため、入院療養費のみを対象としたということになります。

○新谷委員

国の基準に従ってつくったということですが、厚生労働省は外来治療も対象にできるとしているのに、なぜそのところは入れなかったのか、他市では外来も対象としているわけです。国の基準に従っただけというところが納得いかないのですけれども、外来治療を対象とする必要がないと考えたのかというあたりではいかがなのですか。

○（医療保険）国保年金課長

外来分につきましては、特別調整交付金の対象外となり、財源を一般会計からの繰入金、あるいは加入者の保険料で賄う必要があるということですので、やはり特別調整交付金を無視することができないということで、まずスタートの時点では国の基準どおり、取扱要領で入院分だけを対象としたということでございます。

○新谷委員

入院療養費の減免額の半分は特別調整交付金で見てもらえるわけですから、その分、市の負担が軽くなるということです。ですから、その分をすべてに回すというのは難しいかもしれませんが、外来治療の減免にも回せるのではないかなと思うのですがいかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

繰り返しになりますが、入院分について 2 分の 1 は交付金で補てんされますけれども、残りの半分は持ち出しとなります。さらに外来分につきましては、全額を一般会計からの繰入金あるいは加入者の保険料から賄わなければならないということになりますので、その辺は慎重に判断をしなければならないと考えたところでございます。

○新谷委員

国民健康保険法第 1 条では、社会保障及び国民保健の向上に寄与するとあります。やはり社会保障の一環として、この減免制度を、他市もあまり減免の数はないのですけれども、外来治療にも適用させるということが大事なことはないかと思うのですが、しつこいですけれどもいかがですか。

○（医療保険）国保年金課長

国の基準でも、外来治療を対象としなかったということは、理由ははっきりいたしませんけれども、一般的に考えますと、入院のほうが症状も重く、緊急の治療が必要な場合が多いということで、医療費も高額になるという部分がございます。主にそういったケースを救済するというで考えられたのだと思っております。その基準に従って、今回の取扱要領もその通りつくったということでございます。

○新谷委員

私も他市に若干聞き取りをしました。たしか江別市だったと思うのですが、外来治療は抗がん剤治療などになると高くなるのだけれども、だからこその制度を導入しているのだという話がありました。国保は当初の制度から

かなり後退した部分があります。初めは資格証ありませんでした。それから、国が国保に対する交付金を減らしたために、地方自治体の国保会計が苦しくなって、納付義務のない子供にも資格証を発行するなど内容を後退させてきました。それから、3割負担というのも1割にたしか戻す、そのような約束が当初あったと思います。こういうことでかなり後退してきているのですけれども、資格証については、国会での議論や、それから世論で、子供には短期証を発行することになりましたし、それから病気のときには短期証を出すと、そういうことも改善されてきております。ですから、このように後退している国保ですけれども、やはり市として市民の命を助けていくために、ぜひ入院だけでなく、外来の場合の一部負担金の減免も今後検討していただくように求めます。いかがでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

この要領を設置してまだ3か月程度でございますので、今後、一定期間、相談の内容ですとか要望等を聞いた上で、必要に応じて国に対して基準の見直しを求めていくことは考えられると思っております。

○新谷委員

そういう点で、市長会などいろいろなところでも要望していただきたいと思っております。

◎重度視覚障害者移動支援サービスについて

次に、重度視覚障害者移動支援サービスについて伺います。

重度視覚障害者の移動支援は、これまで地域生活支援事業の中で行われていましたが、個別に出てきたわけをまず教えてください。

○（福祉）澤里主幹

移動支援と同行援護サービスのサービス内容についてという御質問と思うのですが、初めに移動支援についてですが、1級、2級又は同程度の視覚障害により外出や社会参加が困難な方に対して、1日の範囲内で用務が終えられる社会生活上必要な外出及び社会参加のための外出が円滑にできるよう、自宅から目的地、また目的地から自宅までの移動を支援するものです。

次に、同行援護ですが、基本的には対象者等については移動支援と同様ですが、移動支援にはなかった新たなサービスとして、移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援、代読ですとか代筆の支援、それと排せつ・食事等の介護、その他外出の際に必要な援助、それから移動及びそれに伴う外出先における必要な移動の援護が追加されております。

○新谷委員

今までの支援事業と新しいサービスの違いを教えてくださいました。

説明会のとき、新しいサービスの利用人数は20名と聞きましたけれども、現在、重度視覚障害者1級、2級は何人いて、これまで移動支援を利用していた人は何人でしょうか。

○（福祉）澤里主幹

視覚障害者1、2級の障害を持っている方につきましては、本年8月末の手帳の交付数で言いますと、1級が147名、2級が114名、合わせて261名となっております。

この方々のうち、移動支援を受けている方は32名となっております。

○新谷委員

人数のわりには利用者が少ないと思っておりますけれども、これまでの移動支援事業では1、2級の視覚障害者の方はガイドヘルパーを利用していたと思うのですが、1、2級以外でも移動支援事業では利用できていたのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

1、2級の方だけではなくて、先ほどいわゆる同程度と説明させていただきましたが、手帳上は3級の方3名がこの移動支援を利用されております。

○新谷委員

3級の方が3名利用されていたということですが、同行援護サービスでははじかれるということはないのですか。

○（福祉）澤里主幹

同行援護サービスの対象者は視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等とされておりまして、一定の条件を満たしますと、移動支援と同じように、3級の方もサービスを利用できることになると考えております。

○新谷委員

では、その利用者負担はどのようになるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

移動支援の利用料についてですが、1時間のサービスと考えた場合に124単位、金額に直しますと約1,262円、これが同行援護サービスに変わりますと197単位で金額では約2,005円となり、利用者負担が743円ほど増えることにはなります。

ただ、利用料は原則1割負担とはなっておりますが、市民税非課税の低所得者等につきましては、利用者負担がないという形になっております。

○新谷委員

サービスが拡大する分、料金も上がるということですね。

それから、市の基準では、今までのガイドヘルパー利用については、日帰りできるところならよいということになっておりますが、実際は事業者の都合で利用は市内のみになっておりますけれども、今度のサービスでは市外に社会参加しているということで、日帰りできる範囲だったら利用できるのでしょうか、それとも何泊何日という、そういう利用もできるのですか。

○（福祉）澤里主幹

今、委員がおっしゃったように、私どもの考え方としては、移動支援については1日の範囲内で用務を終える外出及び社会参加ということですが、実は市外のほうにガイドヘルパー等をお願いして使われている自治体もありますし、社会参加については小樽市内に限られたことではないと思いますので、これについては1日の範囲内で終える用務であれば、要するに市内に限定したという形にはならないものというふうと考えております。

○新谷委員

市外でも利用できるということなのですが、今までは事業者の都合で実際は市内の移動にしか利用できていないという実態ですが、今後、同行援護サービスになるとサービスがいろいろ拡大していくわけですが、今の時点では移動支援の場合、事業所が4施設でしたけれども、このサービスに対応できるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

今、委員からお話があったとおり、移動支援を実施している事業所は市内に4事業所ございます。このうち10月1日から移行するに当たって、3事業所については10月1日から同行援護を行う事業所として道の指定を受ける予定になっていまして、もう1事業所については早急に、10月1日には間に合いませんけれども、移動支援から同行援護の事業所指定を受けるということで、今、準備を進めております。

○新谷委員

今までどおり、この事業所が対応してもらえるという点ではいいと思いますが、この障害者自立支援法の応益負担というところがやはり問題だと思っております。サービスが拡大するので、利用料も1時間当たり750円ぐらい上がっていくということでは、サービスは拡大になっていいけれども、やはり問題点があるというふうにとらえております。

これは国の制度としてやられることですが、今後の考え方としては、小樽市としてどのように考えていくのか、その点についてお答えください。

○福祉部長

利用料金のお尋ねでございますけれども、国では現在、障害者総合福祉法の来年度の国会への提出と、平成 25 年 8 月の法施行を目指して議論をしているところでございます。具体的には、障害者制度改革推進会議の総合福祉部会などでも鋭意議論をしているところでございます。その中身を見ますと、障害者制度についての利用料は、基本的にはすべて無料にすべきというような意見も強く打ち出されているようでございますけれども、実際のところはこれからいろいろな議論、経過を我々としても見ていかなければならないだろうというふうに考えております。一つとしては財源の問題等もありますので、すべてが無料というのが果たして適切なのかどうか、そういったことも、これから議論がなされていくのではないかとというふうに考えております。

○新谷委員

財源問題もあると思いますけれども、この障害者自立支援法が始まってから、授産所などの施設へ通うこともできなくなったという例も出ておりますし、応益負担というのが問題ですので、これについてはやはり障害者の方から、応能負担というならわかるけれども、応益負担というのは本当に厳しいという声もありますので、そういう制度にならないように、市としても要望していただきたいと思います。いかがですか。

○福祉部長

先ほど申し上げました国の議論の経過を見ますと、やはり応能負担の方向にはなっていくだろうというようなことが出ておりますので、もちろんこれからも必要があれば、いろいろな意見を発信してまいりたいと思いますけれども、繰り返しになりますが、今後も国の議論の推移を見てまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

障害者の方が安心して暮らせるように、今後も頑張っていただきたいと思います。

◎東日本大震災にかかわる融資制度について

次に、東日本大震災にかかわる融資制度です。

9 月いっぱい小樽市中小企業等振興資金（震災対応枠）を終えて次を考えていくということですが、市内経済は一部を除いて徐々に回復傾向にありますけれども、まだまだ厳しい状況です。この融資制度、融資額、金利、返済期間など、どのように考えているのでしょうか。もうそろそろまとまっているのではないかと思います。いかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

委員おっしゃるとおり、震災対応の融資制度は 9 月いっぱい終わるのですが、9 月 2 日の東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会の中でも、10 月以降、要件緩和して継続したいという考え方を話させていただきました。9 月末ということで、もうそろそろいろいろと考えて、調整して決めようかと思っていたのですが、国のほうでも「セーフティネット保証」というのがあり、5 パーセント以上の売上げ減少というのを対象としておりまして、当初、それが 9 月いっぱい終わって、10 月からは 10 パーセントになるというような動きだったのでございますけれども、国の第 3 次補正予算の中で 10 月以降も続けるというような考え方を、ニュースなのでございますけれども、示しておりまして、その動きも勘案しながら最終的に決めたいと思っているところでございます。

○新谷委員

3 次補正がそのとおり決まればいいと思いますけれども、問題は対象となる業種です。何業種にわたるのか。たくさんであればいいのですけれども、少なくなる場合も考えられます。そういう場合に、やはり市としても融資をできるように考えておいていただきたいのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

今おっしゃった対象業種については、当初の考え方で言えば先ほどの売上げの減少率と同じく、10 月にもその 82 業種が見直されるという動きでございました。国としては震災対応の部分もあるのでしょうか、影響の大き

い業種に関することもありますので、国の動きを早く知りたいというのが本音です。そういった部分とあわせて市の融資についても、短期の部分については経営安定短期特別資金の中で対応していますので、ある程度限りもごさいますけれども、震災対応の融資を閉じるには時期尚早と判断しておりますので、国の動きを見ながら、なるべく早い時期に金額や利率、期間などを決めたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○前田委員

◎鳥獣被害防止計画について

本定例会で御答弁をいただきましたが、平成 24 年度に向け、鳥獣被害防止計画を策定するとのことでありますので、これに関連して質問をします。

初めに、野生動物の増加に伴う影響と対策についてという答弁のくだりに、「猟友会会員に対する聞き取り調査及び 6 区域の現地調査が行われました」とありましたが、この 6 区域とはどこなのかお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

北海道が行いましたエゾシカ被害防止緊急対策越冬地調査の 6 区域ですが、忍路 1 丁目の忍路湾付近の山が 3 か所あります。まず、忍路湾を挟みまして、カブト岬の山側、その向かいの忍路臨海実験所の裏の山、それともう一つは忍路神社の裏の山一帯、ここで 3 か所です。それと、ちょっと戻りまして国道 5 号の忍路トンネルと桃内トンネルの間の海側の山 2 か所、あと桃内 1 丁目の桃内町内会館付近から海岸側に出る 1 か所です。

○前田委員

本市での農林水産業といますか、農林水産物といますか、これらに被害を与えている鳥獣についてお示してください。

○（産業港湾）農政課長

本市の農業被害に値する鳥獣ということですが、シカ、キツネ、タヌキ、アライグマということになっております。

○前田委員

4 点でよろしいのですか。

○（産業港湾）農政課長

計画でいくとこの 4 種と、この計画は農林水産業ですので、水産といたらトドも検討しなければならないのかなとは思っていますけれども、トドについてはまた違う協議会もあるということで、今のところ、今の言った 4 種、それとトドについてはまた検討が必要かと思っております。

○前田委員

カラスは含まないのですか。

○（産業港湾）農政課長

この計画自体が区域において緊急を要するということであります。現在のところ、カラスについては、農業被害はそう多く報告されておりませんので、今のところ入れておりません。

○前田委員

これらの 4 種、シカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、これらの最近の被害状況、金額についてお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

これらにつきましては、平成 21 年度から 3 年間の資料しかありませんので、21 年度につきましては全体で 35 万円、22 年度は 27 万円、23 年度につきましては、9 月末現在ですけれども、23 万円の被害となっております。

○前田委員

同じく、これらの 4 種の最近の駆除、狩猟の捕獲数についてもお知らせください。

○（産業港湾）農政課長

この 4 種の捕獲状況ですけれども、過去 5 年間の資料がありますので、平成 18 年度につきましては、キツネが 35 頭、タヌキが 34 頭、19 年度はキツネが 30 頭、タヌキが 87 頭、シカ 1 頭、20 年度はキツネ 80 頭、タヌキ 40 頭、シカ 4 頭、21 年度はキツネが 10 頭、タヌキ 28 頭、シカ 3 頭、アライグマ 1 頭、22 年度はキツネが 15 頭、タヌキが 3 頭、シカが 4 頭となっております。

○前田委員

これは恐らく駆除の報告だけだと思います。狩猟では恐らくこれ以上とられているのだらうと思いますけれども、この辺は押さえていますか。特にシカについて。

○（産業港湾）農政課長

シカにつきましては、これは本年 1 月に開催された野生鳥獣被害対策連絡会議の資料によりますと、目的別ということで狩猟と許可、狩猟というのは開猟期間、許可というのは禁猟期間に農業被害などで農政課が駆除を依頼したのですが、これは道の事例ですけれども、平成 17 年度は狩猟が 34 頭、許可 14 頭、18 年度は狩猟 30 頭、許可がゼロ、19 年度は狩猟 75 頭、許可 1 頭、20 年度は狩猟 73 頭、許可 4 頭、21 年度と 22 年度は狩猟がわからないのですけれども、許可については 21 年度が 3 頭、22 年度が 4 頭となっております。

○前田委員

狩猟を入れると相当な数がとれているし、当然、それ以上に山にはいると思いますけれども、キツネ、タヌキについても、年度はさまざまですけれども 80 頭ということで、相当な数だと思います。駆除だけでこういうことになっていて、また、最近増えてきているアライグマも小樽でとられてきているようですので、当然そういったことから、鳥獣被害防止計画というものが立てられるに至ったのだらうと思います。

それで、現在、道では増殖したエゾシカの駆除を目的に各市町村へ助成金を支給し、エゾシカ対策、駆除を支援する制度があると聞いているのですが、この制度についてまず説明願います。

○（産業港湾）農政課長

道の財政支援ですけれども、これは鳥獣被害防止総合対策事業費ということで、鳥獣被害防止特措法にあわせて国で鳥獣被害防止総合対策事業が発足しまして、これにより市町村が作成した被害防止計画に基づきまして、道に国から交付金が来まして、次に道が市町村の計画に基づいて行った事業の募集というか、取りまとめをして、それに対する鳥獣被害防止総合対策事業費が例えばソフト事業であれば 1 市町村 200 万円以内、それからハード事業であれば 2 分の 1 以内の金額が支援されるというものであります。

○前田委員

200 万円とか 2 分の 1 という大きな数字が出てきましたけれども、本市では、現在、この制度を利用していないですね。この制度を利用するためには、市としてどのような書類、あるいは体制、そういうものを整えて道へ申請しなければならないのか、これについて伺います。

○（産業港湾）農政課長

この事業費を受けるためには、本市の鳥獣被害防止計画を作成し、それに基づいた事業について道に申請して、補助なりが受けられるということになるかと思えます。

○前田委員

その計画は道の基準に照らし合わせて、どの程度の事業規模になると想定されておられますか。

○（産業港湾）農政課長

計画は作成しているところですので、現在、データ収集等をやっておりますが、まずは今まで継続している駆除

をやっていく考えでおります。農政課では有害鳥獣駆除対策経費として今年度 45 万円を予算計上し、協議会等を設置して、そこに例えば負担金なり補助なりをするということでやっておりますけれども、今までの財政規模の範囲でやっていかなければならないのかなと考えております。

○前田委員

道の制度は申請しないということなのですね。

○（産業港湾）農政課長

申請しないというよりも、まず市町村が被害防止計画をつくって、それに基づく事業をやるときに申請できるわけですので、今はまだデータを収集しているところで、本定例会でも平成 24 年度には作成したいということで答弁していますので、それから申請はしていかなければならないと考えております。

○前田委員

そうしますと、計画を作成し、協議会をつくって、24 年度には道の制度を活用するために申請したいと、実行に移したいということと受け止めてよろしいですか。

○（産業港湾）農政課長

計画期間は 3 年間ということで作成するのですが、その期間については年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までですので、もし 24 年度中に作成できるとなると、その年度は申請ができないと思っております。

○前田委員

そうしたら、年度当初では間に合わないということですか。

○（産業港湾）農政課長

今のところは間に合わないと考えております。

○前田委員

間に合わないけれども、申請に向けて 24 年度中に作成するというのでよろしいですか。

○（産業港湾）農政課長

間に合いませんけれども、こういう制度がありますので、当然、それは本市としましても、例えば 50 万円の予算を今までつけまして、そのうち半額でも支援があるということであれば、経費節減をしていく考えもありますので、今後に向けて作成していきたいと考えております。

○前田委員

鳥獣被害防止計画をつくるということなので、それは大変いいことだと思います。

計画の内容について主だったものを聞きますと時間がかかりますので、何点かお聞きします。

対象鳥獣の種類を先ほどの 4 種以外に入れるのか、被害防止計画の期間及び対象地域、被害の軽減目標、対象鳥獣の捕獲体制、対象鳥獣の捕獲計画、これらについてお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

対象鳥獣につきましては、先ほども言いましたけれども、現在、市内で被害を及ぼしているキツネ、タヌキ、シカ、アライグマを予定しております。トドにつきましては、違う協議会がありますので検討が必要と考えておりません。

計画期間につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日と考えております。

それと、対象地域につきましては、小樽市全域ということになっております。

次に、鳥獣による被害防止に対する基本的方針につきましては、局長通知というのがありまして、これにその計画の留意事項というのがありますので、まずは被害の現状、それと被害の傾向、それと要はそれらを踏まえて被害軽減目標を決める、それと従来講じてきた被害防止対策ということを決めなさいということになっております。

被害の現状につきましては、データ収集中でありますけれども、現在、本市の被害作物の種類としましてはイチ

ゴ、トウモロコシ、それと芋、そういうものが被害に遭っています。

被害の傾向ですけれども、これもデータ取集中ですけれども、特に多いのはやはり春先のシカの畑の踏み荒らし、それからキツネの掘り起こし、あとは農作物の収穫期の成熟実を食べられる食害、そういうことが多いです。

あと、被害の軽減目標ですけれども、他都市の例を見ますと、被害金額の軽減と捕獲頭数の目標、こういうものを記載しておりますので、小樽でも今、例えばシカによる被害金額であれば十数万円となっておりますけれども、それを 10 万円にするなどという目標、それと頭数につきましては、シカについて言えば捕獲頭数は 4 頭程度ですけれども、同じく 4 頭とるのか、5 頭とるのか、その辺を検討しながら記入していかなければならないと思っています。

あと、従来講じてきた被害防止対策では、タヌキであれば実際やっている箱わな、シカであれば銃器による駆除、こういうことを記入していかなければならないと考えております。

それで、捕獲体制については、先ほどの局長通知の対象鳥獣の捕獲等に関する事項という中に、対象鳥獣の捕獲体制、それから、そのほかの体制なり計画なり、4 項目ほど記載がありますけれども、対象鳥獣の捕獲体制につきましては、鳥獣被害対策実施隊を設置している市町村もあるのでありますけれども、本市につきましては、ある程度既存の体制でできるのではないのかと考えておりますので、これを設置するかどうかはこれから検討しないといけないと思っております。捕獲体制につきましては、捕獲駆除までの道筋を、ある程度計画の中に明確に盛り込んでいかなければならないものと考えております。

○前田委員

参考までにお伺いしますが、他都市では、当然、この計画を持っているところがたくさんあるわけですし、有害鳥獣駆除 1 頭あるいは 1 羽についての金額をある程度決めて、いろいろと助成金を支出しているのですが、本市の現状と、この計画が策定された後、助成金についてどういうことを考えているのか、差異はあるのか、この辺を鳥獣別に教えてください。

○（産業港湾）農政課長

まず、本市の現状ですけれども、今まで駆除につきましては、農業者から相談がありましたら、担当者が現地を見まして、必要に応じて猟友会に駆除を依頼します。猟友会とは例年 4 月 1 日付で業務委託を締結しております。その料金といいますか、委託料につきましては、シカにつきましては、1 許可につきまして 2 万円だけです。1 頭いくらというのはありません。1 許可につきまして 2 万円を払っております。それと、キツネ、タヌキ、アライグマにつきましては、1 許可につき 1 万 2000 円に加え、1 頭につき 3,500 円を払う契約になっております。3,500 円につきましては、今年度 500 円ほど上げております。

次に、若干、他都市の状況も調べております。岩見沢市では、キツネ、タヌキ、アライグマ 1 頭につき 3,000 円、それとエゾシカにつきましては、1 頭につき 5,000 円を払っているということでもあります。

石狩市については、年度末に一括払いということで、年度当初に猟友会と市内有害鳥獣駆除の覚書を交わしまして、23 年度予算であれば 42 万円を支払っているということでございます。

江別市は、謝礼金 5 万円が終わっているということなのでありますが、10 月から 1 月まで市が猟友会に 5 万円を支払うという、それで終わっているということです。

あと、釧路市につきましては、シカ 1 頭 3,000 円で、実績としては 22 年度約 1,500 頭分、450 万円ぐらいの額を払っているという状況であります。

そして、計画と駆除の兼ね合いですけれども、この辺につきましては、計画自体には、駆除の料金を定めて記載するとはなっておりませんので、そこには反映はされないのですけれども、ただ、協議会を設置しなければそういう料金等とは出てきませんので、協議会には今までどおり猟友会の方に入っていただきますので、その中でどういふふうな取組をするのか、それと来年度に向けて猟友会の料金について、見直しもしないといけないのかとは考えております。

○前田委員

今、答弁がありましたように、各市町村あるいは鳥獣種別で、こういった助成金についてはさまざまようです。ただ、こういう計画あるいは協議会をつくるということでございますので、いろいろと今、狩猟に係る経費は高騰しております。燃料やライフルの弾などもかなり高額になっておりますので、駆除に当たる方々、あるいは団体と十分に協議して、お互い納得、理解のいくような中で、今後も進めていってほしいと思います。

○（産業港湾）農政課長

本市の駆除関係で言えば、実際に駆除していただいているのは北海道猟友会小樽支部しかないものですから、やはりその方たちにやっていただかなければならないので、その中で、ガソリン代なり、弾代なり、消耗品なり、また 1 頭つかまえるのに時間を割いているはずですので、その辺を猟友会の小樽支部と協議していきたいと思います。

○前田委員

◎新市立病院建設工事にかかわる発注方法について

それでは二つ目、新市立病院建設工事にかかわる発注方法に関連して質問をいたします。

現下、市内の建設関連業者は、100 年に一度の大型公共工事ということで、平成 23 年度工事着工に向け、この新市立小樽病院建設工事の発注方法に最大の関心を示しているところでございます。そこで、現在、考えられている市の発注方法について、資料も出ているかと思えますけれども、お聞かせください。

○（経営管理）松木主幹

新市立病院の建設工事に係る発注方法についてですが、先日、市立病院調査特別委員会で報告させていただきましたとおり、まず、工事施工の一体、分離につきましては分離発注とし、入札等への参加条件につきましては共同企業体とする、また、入札等の方式につきましては総合評価落札方式を採用し、工区分け等につきましては、建築本体工事は一つ、機械設備工事は空調設備工事、給排水設備工事の二つ、電気は強電設備工事と弱電設備工事の 2 分割ということで行ってほしいということ報告させていただきました。

○前田委員

市内の建設関連業者の方々には、工区分けのところいろいろと期待をしていたところでございます。

それで、なぜこのような工区分けに至ったのか、この辺の理由というか、事由といたしますか、ちょっとお聞かせください。

○（経営管理）松木主幹

工区・工種の分けのことでございますけれども、今話しましたとおり、建築 1、電気 2、設備 2 ということで分割をさせていただきました。その中で、基本的には各工事の専門性、また病院という特殊な用途、それからまた、いろいろな企業間の競争性、そういったものを総合的に判断して、5 分割ということにさせていただきました。それと、ほかの都市の事例を含めて決定いたしました。

○前田委員

参考までに伺いますが、北海道の場合、同様な工事を発注する場合、どのような発注方法になっておりますか。

○（経営管理）松木主幹

道の工事におきましては、すべてを承知しているわけではございませんけれども、例えば道営住宅、それから銭函の小樽高等支援学校、そういったところにつきましては、工区を一定程度分けて、それぞれ工種も同じように電気設備、建築、そういったものも分けて分離して発注していると思います。

○前田委員

工種分けは 2 分割でなくて 3 分割ということになっているのですか。

○（経営管理）松木主幹

その分け方につきましては、たぶんその工事、工事ごとによって 2 社でやっているのか、3 社でやっているのか、

個々によって違うものと思います。

○前田委員

聞いたところによると銭函の支援学校ですとか、手稲区の道立子ども総合医療・療育センターは3分割になっていたということですが、今回の市立小樽病院はどのようなのですか。

○（経営管理）松木主幹

先ほど話しましたとおり、今回の新病院建築につきましては、建築は工区分けせず、機械につきましては空調と給排水、それから電気については弱電と強電という形の5分割ということでございます。それぞれの各工種の専門性ですとか、施工上の工区分けをすることにより、施工上にさまざまな問題点がございますので、そういったことを含めて総合的に判断し5分割することになります。

○前田委員

工区を分けると経費が増えるというか、かかるというふうにお聞きしているのですけれども、この辺のことについて説明してください。

○（経営管理）松木主幹

機械、電気設備、そういったものを一括発注した場合と、それから今回のような5分割をして発注した場合と、どの程度の差があるかということがございますけれども、簡単な試算をしたところ、大体5分割で1億5,000万円程度の差が出るというふうに考えております。

○前田委員

それで、小樽市共同企業体取扱要綱についてお聞きしていきます。

まず、第1条の目的というところを御説明願います。

○（財政）契約管財課長

書いてあるとおり、「小樽市が発注する工事及び測量業務、地質調査業務、工事設計業務、工事監理業務等について、確実かつ円滑な施工又は履行を確保するとともに、中小企業者の健全な育成を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。」というふうになります。

○前田委員

大体のところは、最後のくだりのほうの「中小企業者の健全な育成を図ることを目的とする」ということで、いろいろと今言われているとおりでございます。

それで、同じく第3条についても御説明ください。

○（財政）契約管財課長

第3条は、対象工事等ということになっていまして、「共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事種別について、当該各号に定める設計金額以上のものとする。（1）土木一式工事7,000万円、（2）建築一式工事1億円、（3）その他の工事5,000万円」となっております。

○前田委員

今説明のあったように、新市立病院建設に係る各工区は、すべてJVに該当するということがよろしいですか。

○（経営管理）松木主幹

先ほど、説明いたしました第3条第1項第2号の建築一式工事は1億円ということで、それぞれ工種ごとにその金額を上回っておりますので、対象になるということでございます。

○前田委員

それでは、その各工区の概算、予算といいますか、金額についてちょっとお知らせください。

○経営管理部武藤副参事

各工区の概算額ということがございます。まず、建築本体工事ですけれども、約49億円です。それと、電気設備

の部分、強電設備工事と弱電設備工事に分かれていますが、強電が約 9 億 2,000 万円、弱電が約 6 億円です。それと、機械設備工事の空調設備工事が約 14 億 5,000 万円です。それと、給排水衛生設備工事が 9 億 8,000 万円、概算の状況はそうになってございます。

○前田委員

それで、先ほどの取扱要綱の第 4 条第 3 項に「構成員の数は、2 社又は 3 社とする。」と書いてあるのですけれども、読めばこのとおりなので、その中身を教えてください。

○（経営管理）松木主幹

構成員の数は 2 社又は 3 社とするということでございますが、これは共同企業体を結成した場合に代表者 1 社を含め合計で 2 社又は 3 社が構成員となることができるということでございます。

○前田委員

この企業体の構成員数を増やすと、先ほどの 1 億 5,000 万円ではございませんけれども、何か市に負担が強いられると、こんなようなことは発生するのですか。

○（経営管理）松木主幹

構成員の数が増えることというのは、それは発注の段階における結成、協力協定の中の話になりますので、工事費自体の中ということではございません。ただ、発注をしたときの競争性の問題が出てくるかとは思いますが。

○前田委員

増えることによって費用は発生しないということでございますので、そういうことはわかりました。

そこで、市長へお願いしたいのですけれども、今のやりとりを聞いていたと思います。そういったことでお願いといいますか、提案ということになるのでありますけれども、前段述べましたように、新市立病院の建設効果は、医療の充実はもとより、市内への経済波及効果と地元企業の技術力向上と経験も大切でございます。工区分けが不可能だということは、理解はいたしました。1 億 5,000 万円も増えるということですから、これも大変なことでございます。

それで、ぜひこの取扱要綱の第 4 条第 5 項は、「構成員には、市内業者が 1 社以上含まれていなければならない。」となっているわけでありましたが、この項を「2 社以上」に訂正し、新市立病院の建設工事の効果を最大限に高めていただきたいというのが私のお願いなのですが、市長の御所見につきまして、ぜひ前向きな、皆さんそうだなと言われるような答弁をいただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○経営管理部次長

前段の共同企業体の中に、市内の業者が何社入るかということで、お示しいただいた第 4 条第 5 項で、市内業者が 1 社以上含まれていなければならないという、この部分だと思うのですけれども、今回の工事に参加できる小樽市内の業者というのが、それぞれ建築 A 1、電気 A 1、管設備 A 1 となります。仮に御提案のように 2 社ということになりますと、その数が、建築の A 1 でいけば 4 社、電気については 5 社、管設備については 6 社でございます。こうなりますと、一つの共同企業体の中に、市内の業者が 2 社入ったとしたときに、建築で言えば一つの工事を、地元が 2 社入った共同企業体が二つできて、そこで競争するということになります。電気と管設備については、工事が二つに分かれていますので、地元が 2 社入った共同企業体、最大数で 3 でございます。ですから、3 社で二つの工事を競争するということになります。

今回の工事の発注に当たりましては、総合評価落札方式というものを採用するのですけれども、これは基本的には一般競争入札の形態の一つでございますから、競争するというところから考えますと、先ほどの数で言うと、競争性の確保に若干問題があるだろうという考え方も今のところ持っております。

いずれにしても、この後、病院局と市長部局とで組織しております新市立病院建設検討委員会の中で、共同企業体の編成の仕方ですとか、あるいはちょっと違う問題ですけれども、総合評価の評価項目ですとか、この辺のとは

ろは今後検討し、決定していきたいと考えてございます。

○前田委員

しつこいようなのですけれども、市長に再度同じ質問をいたしますけれども、そういう原課の考え方もあるよう
でございますけれども、思いをひとつお願いいたします。

○市長

今、経営管理部次長から説明したとおりでございます。今回の新市立病院建設につきましては、私も含めてい
ろいろと病院部局とも議論をしているところでございます。そういった中で、やはり建設費については起債の償還、
返済をしていかなければいけないという問題が一つありますし、それから今、委員がおっしゃるように、何とか地
元の皆さんができるだけ多くの仕事をしていただけるような方法を考えていきたいと思っておりますので、これら
両方のバランスがとれるような形で、今後、まだもう少し時間がありますので、検討していきたいと思いたすけれ
ども、今、次長から話したことも、いろいろな問題の一つでございますので、それを含めて御理解いただければと
思いますので、よろしく申し上げます。

○前田委員

市内の業者、事業者を育てるという観点から、ひとつよろしくをお願いいたします。

○鈴木委員

◎副市長人事について

副市長人事ということでございます。

先ほど千葉委員からも御質問ありましたので、なるべくダブらないようにお聞かせください。

まず、新聞報道でありました小樽市出身で札幌医科大学付属病院事務部の貞村参事の起用が内定したというこ
とで、やっと決まってよかったという思いであります。自民党では、やはり副市長を早く決めていただきたいという
思いもありましたし、貞村参事のことは前回、本市に出向されているときからいろいろ知っておりますので、いい
方が来ていただけることになったという思いであります。

そこでまず総務部長にお聞きをしたいのですけれども、道に副市長をぜひお願いしたいということで行ったとき、
小樽や後志の事情がわかっている方、それから道との関係がどうかというオーダーをされておりましたら、まず
お聞かせ願います。

○総務部長

オーダーということでお尋ねございましたけれども、私が道庁に出向いてその手の話になったのが6月24日でご
ざいまして、人事局長と話をさせていただきました。私どものほうからは、こちらからまずお願いをする案件だ
ということと、道では6月1日に既に人事異動が終わっているという時期だったことから、私からは細かな条件は出
しておりません。一つだけ申し上げたのは、新たな市長が民間出身であることから、特定の分野ではなく、広く地
方財政あるいは地方行政について知識をお持ちになった方をお願いしたいということだけを申し上げました。その
とき、道からは、本市に派遣をされた方、あるいは住んでいらっしゃる方、そういった方を望みますかというこ
とを問われましたけれども、基本的にはそういった条件にかかわらず派遣をいただきたいということで答えてまい
りました。

○鈴木委員

それで、お聞きをしたいのですけれども、副市長がいらっしゃらなかったのが大変不便を感じただろうというふ
うに思っていますけれども、実際、副市長が6月からいないという状態で、困ったことというか、不便を感じたこ
とというのはどういうことがあったのでしょうか。

○総務部長

ちょうど4か月、副市長が不在という異常な状況があったわけですが、どんな点に困ったかということのお尋ねでございますけれども、基本的には副市長がいない間につきましては、私がかわりを務めてまいりましたので、一定程度カバーはできたかなという感じはいたしますけれども、それぞれの職場の思いがありますので、どういった部分で困ったのかということの詳細は私のほうからは申し上げられませんが、可能な限りカバーできたのかなというふうには考えているところでございます。

○鈴木委員

何が不便を感じたのかということは、今度、もちろん承認されてからですけれども、副市長が来ていただいたときに、何をやっていただくかに続くのだろうということでお聞きをしたわけでありまして。市長が直接ことに当たられては、例えばそこですべて結論が出ると困ること、そういうこともあろうかと思っております。私の考えでは、やはり副市長というのは、そういうときに、ある意味、地ならしとか、またいろいろなことをお聞きになって、そして市長に伝えて、その中でまた第二段階を探るとか、そういうことをされる方なのだろうと思っております。

そこで、端的にお聞きしますけれども、山田前副市長はいろいろな職務をされておりました。対外的な、例えば医師会との折衝やいろいろな外向きのまとめ、市長ができないことをまとめられていたわけですが、このたび、貞村氏が副市長になられた後には、そういったことを担うのでしょうか。具体的に言いますと、医師会との折衝、現在、夜間急病センターの移転などいろいろな問題がございます。以前は副市長の懸案でやっておりましたけれども、そういうことに携わるような形になるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○総務部長

委員からお話しのありました医師会につきましては、現在、夜間急病センターの建設場所の選定の会議をしておりますけれども、そういった場には、副市長が不在だったということもありますので、私も保健所と同席をさせていただきながら、協議には応じてきた経過がございます。

山田前副市長がついていた公職ですとか、あるいは折衝窓口としての役割なのですが、それにつきましては、着任してから貞村氏と協議をしながら決めさせていただきたいと思っておりますが、前副市長のやっていた交渉窓口といったものについては、基本的にはお願いをしてみたいと考えているところでございます。

○鈴木委員

先ほど、副市長の派遣依頼についてオーダーはない、来ていただければ結構だというお話だったのですが、道職員で後志支庁や札幌大病院にもいらっしゃった貞村氏で決まりそうでありまして。いろいろな面で、逆に言えば具体的にこういうことをやっていただけるのではないだろうかということが考えられると思うのです。

今後に期待することといいますか、そのことについては市長から、道職員であり、後志も経験されている、それから小樽市に出向したこともある、そして病院関係の仕事もされたということで、期待感のほうをよろしくお願いいたします。

○市長

先ほど千葉委員にも話をさせていただきましたけれども、今回、副市長の人事ということで、道に依頼をいたしまして、本当に適任の方を派遣していただいたというふうに、本当にうれしく思っておりますし、感謝をしたいと思います。

委員の御質問でありますけれども、今で言う後志振興局にもおられましたし、本市の企画政策室長もされておられましたので、小樽市のことはもちろんでありますけれども、後志全体のことについても、しっかりと知って受け止めて、理解のある方だろうと思っております。ただ、これからについては、今、総務部長から話させていただいたように、やはり行政全般にわたって手腕を発揮していただきたいと思っておりますし、それから何よりもやはり市民目線で、市民と一緒に仕事に取り組んでいただきたいと思っております。それから、観光問題、産業問題を考

えたときに、小樽市単独での問題ではなくて、この定住自立圏の北後志 5 町村も含めて、やはり後志全体の広域的な取組をしていかなければいけないと思っておりますので、そういう目でも仕事に取り組んでいただきたい、こういう思いでございますので、どうかひとつ皆さんの力もいただきながら実現をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 26 分

再開 午後 4 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○委員長

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

開会のあいさつでもお願いしましたが、政治資金規正法違反問題で、議会と市長との関係に大変注目されている中での本委員会でもございました。委員の皆様におかれましては、短い時間の中で、すべて言い尽くしたということではないし、反省点もあろうかと思うのですが、しかし市民の注目の中で、基本的には与えられた任務を果たせたのではないかというふうに考えています。これもひとえに副委員長はじめ委員の皆様と、市長をはじめ理事者の御協力のためものと感謝を申し上げ、委員長としての務めを終えさせていただいたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。意を十分尽くせませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。

当委員会は、これをもって閉会いたします。